

## 裁量ペナルティガイドライン

1. 違反に対するペナルティを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティなし）からDSQ（失格）である。ペナルティは、このガイドラインに沿って決定される。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティ（DNE）を考慮する。
3. 裁量ペナルティは、単純に予め決められた標準ペナルティを与えるものではない。ペナルティは、一貫性を保ちつつ、状況に応じて調整される。基本的な共通した考え方は、先ず違反に対してペナルティの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティを増減することである。
4. ペナルティ決定の出発点は、表1と表2に示されている。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されている。表2は、表1に挙げられていない規則違反のバンドを決める際に用いられる。表1でバンドの範囲が示されている場合は、表2はその範囲内でバンドを決める際に用いられる。
5. ペナルティは次の4つのバンドに分けられる。
  - バンド 1： 00 – 10%（中点 5%）
  - バンド 2： 10 – 30%（中点 20%）
  - バンド 3： 30 – 70%（中点 50%）
  - バンド 4： DSQ
6. まずはじめに、表1と表2を用いて、バンドを決定する。決定したバンドの中点をペナルティ決定の出発点とする。次に、そのバンド内でペナルティの増減またはバンドの増減に必要な要素があるか否かを決定する。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティは軽減されることがある。
  - (a) 違反は偶発的であったか。
  - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか。
  - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティは加重されることがある。
  - (a) 違反は繰り返されたか。
  - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
  - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、これら以外のことを考慮してペナルティを増減することもできる。

10. ペナルティを決定した後は、以下に基づき得点が与えられる。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
  - (b) パーセンテージペナルティは、小数点以下第2位を四捨五入する。
  - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティが課される（ただし、規則6 4.3(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る）。
  - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティを適用する場合、審問の結論と適用規則には、以下のような記述を含める。
- (a) 「裁量ペナルティガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
  - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティガイドライン■■■に基づき、ペナルティを軽減した。」または「ペナルティを軽減すべき事情はなかった。」
  - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティガイドライン■■■に基づき、ペナルティを加重した。」または「ペナルティを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するバンド

SI 2	識別シール		
		付けたが、剥がれた 指示の通り付けなかった	1 2-4
SI 4 NoR 19	行動規範		
	SI 4.1 SI 4.2	レース委員会からの合理的な指示に従わなかった。 「健康管理に関するガイドライン」に従わなかった。[SP]	1-4 [SP]
SI 20	安全規定		
	SI 20.1 SI 20.2	タリーによるチェックアウトの未実施・遅れ [SP] タリーによるチェックインの未実施・遅れ [SP] 検索が発動した	[SP] [SP] 4
	リタイア報告：海上でのリタイア		
	SI 20.3	もっともな理由無くRC艇に意思を表さなかった 検索が発動した	1 4
	SI 20.4	もっともな理由無くRC艇に伝えなかった 検索が発動した	1 4

		装備の交換	
SI 21		最初の妥当な機会に交換要請せずに交換したが、もっともな理由があった	1
	SI 21.3	最初の妥当な機会に交換要請せずに交換したが、もっともな理由がない	3
		交換した装備がクラス規則の適合していない	4
		装備と計測のチェック	
SI 22	SI 22	指示に従わなかったが、もっともな理由があった	1
		もっともな理由なく、指示に従わなかった	3
		支援艇	
SI 24 NoR 12	SI 24.1	識別旗を指示通り表示、掲揚していない	1
	NoR 12	違反した後に指導に従わなかった	4
SI 24 NoR 12	SI 24.2	制限エリアに進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	1
		レース中の艇に影響を与えた	2-4
	SI 24.3	運営艇に影響を与えた	2-4
		違反した後に指導に従わなかった	4
SI 24 NoR 12	SI 24.4	可能な限りの救助をしなかったが、もっともな理由があった。	0
		もっともな理由はなかった。	1-3
		違反した後に指導に従わなかった	4
		RRS64.4(a)の場合： 支援者（複数の場合もある）と、乗艇していた支援艇に課す バンド1： 翌日、定められた場所で錨泊。支援者には警告。 バンド2： 翌日の出艇禁止。支援者には警告。 バンド3： 大会終了まで出艇禁止。支援者には警告。 バンド4： 大会終了まで出艇禁止。支援者を大会から排除し、JSAFへ報告。 RRS64.4(b)(1)の場合： 競技上有利になった可能性のある全艇に課す。 RRS64.4(b)(2)の場合： 警告を与えられていた全艇に課す。	
		無線通信	
SI 26 NoR 3.3		安全に関わる緊急の場合	0
		援助にあたる情報を得た（規則41に違反した）	4
		それ以外の場合	3
		保険	
SI 29 NoR 14		指示に従っていない	2-3

NoR 2	広告		
	広告はWS規定20とSCIRA規則により認められる。		
NoR 6	日程		
	NoR 6.6	期限までに受付・計測が完了しなかった。	1
NoR 7	計測		
	指示に従わなかったが、もっともな理由があった		1
	もっともな理由なく、指示に従わなかった		3

クラス規則 ( NOR 5.7、NOR 6 を含む )		
セール番号、国を示す文字		1
セールストッパーが無い、または適切ではない位置にある		2
バンドを越えてセールを展開		3
バンドを越えてダガーボードを上げる		3
許されていないハル/フォイル表面処理		4
安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備		3
禁止された電子機器の使用		4
計測証明のない装備の使用		4
補正おもりがない、または、正しくない位置にある		4
規定された許容範囲を超える装備 ( 損傷または通常の損耗を除く。RRS64.3(a)参照 )		
○ 艇速・性能に影響する可能性がない		1
○ 艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い		2
○ 艇速・性能に明らかな影響がある		4

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2－3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性もなかった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2－3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2－3
ある。(プロテスト委員会は、規則69に基づく審問召集を検討する。)	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2－3
引き起こした。	4

2022年 8月 24日

第 75回全日本スナイプ級ヨット選手権大会

プロテスト委員長 岡部幸司